所得税法施行規則第七十二条の四第二項	所得税を	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税を
所得税法施行規則第七十二条の四第三項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
所得税法施行規則第七十二条の六第三項	同条第九項	防衛特別所得税に関する政令（令和八年政令第百六号。以下「防衛特別所得税施行令」という。）第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第三百条第九項
所得税法施行規則第七十二条の六第三項	所得税を	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税を
所得税法施行規則第七十三条第二項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
所得税法施行規則第七十三条第二項	事項は、	事項は、復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）第八条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行規則等の適用の特例）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、
所得税法施行規則第七十三条第二項第三号ロ	及び	並びに
所得税法施行規則第七十七条第一項	の額	の額並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額
所得税法施行規則第七十七条第一項第四号	事項は、	事項は、復興特別所得税に関する省令第八条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行規則等の適用の特例）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、
所得税法施行規則第七十七条第一項第四号	及び	並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額並びに
所得税法施行規則第七十七条の六第一項	は、	は、復興特別所得税に関する省令第八条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行規則等の適用の特例）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、
所得税法施行規則第七十七条の六第一項第五号	及び	並びに
	の額	の額並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額
所得税法施行規則第八十二条第一項第四号	係る令	係る防衛特別所得税施行令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令
所得税法施行規則第八十二条第一項第五号	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税施行令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
所得税法施行規則第八十三条第一項第一号	係る令	係る防衛特別所得税施行令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令
	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税施行令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
所得税法施行規則第八十三条第一項第二号	係る令	係る防衛特別所得税施行令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される令
	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税施行令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
所得税法施行規則第八十三条第三号	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税施行令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
租税特別措置法施行規則第四条の四第一項第五号	所得税法施行令	防衛特別所得税に関する政令（令和八年政令第百六号。以下「防衛特別所得税施行令」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令
	（施行令	（防衛特別所得税施行令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される施行令
租税特別措置法施行規則第五条の二第七項	同条第三項	我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は特別措置法第五条の二十六第三項
	所得税の額から同項各号	所得税の額、防衛特別所得税の額又は復興特別所得税の額から特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項各号
	施行令	防衛特別所得税施行令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される施行令